

(記入・作成上の留意事項)

- ① 「報告者」は、原則として所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）をいいます。
「所有者」とは、登記簿に記載されている人（法人を含む）をいい、「管理者」とは、所有者から当該建築物の維持管理上の権限を委任されている責任者のことをいいます。単なる管理人は含まれません。
- ② 「報告者」が、個人である場合は、押印に使用する印鑑は認め印で差し支えありません。法人の場合は、法人の名称及び職印を併記してください。押印をするときは、職印を使用してください。
- ③ 対象となる棟ごとに、A4片面刷りで作成してください。
- ④ 提出部数は、報告書正副2部、概要書1部となります。報告書は1部コピーして副本としてください。副本は、後日『報告済証』を添付して返却します。他に、控が必要なときは、やはりコピーして添えてください。
- ⑤ 当該建築物に設置されていない建築設備については、様式N o. 2 及びN o. 3 は添付する必要はありません。
- ⑥ 報告書、概要書の綴じ方は、それぞれ左上1ヶ所をホチキス止めとしてください。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます
- ② 1 欄及び2 欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「口」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「二」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3 欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第3項第2号に規定する登録建築設備検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第67号）による改正前の第4条の

- 20第7項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録建築設備検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。
- ④ 3欄の「ハ」から「ヘ」までは、検査者が法人に勤務している場合に、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、「ハ」に事務所登録番号を併せて記入してください。所在地は、検査者が法人に勤務していない場合は、その者の住所を書いてください。
- ⑤ 第二面の6欄、9欄、12欄又は15欄のいずれかの「イ」において「不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、5欄の「イ」の「不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、いずれにも該当しない場合においては、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、9欄、12欄及び15欄の「イ」の「不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑦ 5欄の「ハ」は、第二面の6欄、9欄、12欄又は15欄のいずれかの「ロ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、9欄、12欄又は15欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ハ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

- ④ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入してください。
- ⑥ 3 欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 4 欄から 15 欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑧ 4 欄、7 欄、10 欄及び 13 欄は、第一面の 3 欄に準じて記入してください。
- ⑨ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の 20 分の 1 未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第 28 条第 3 項に規定する居室について記し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ⑩ 6 欄、9 欄、12 欄及び 15 欄の「イ」は、それぞれ関係する建築基準法又はこれに基づく命令の規定に適合していないことが指摘されたときは、「不適合の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された項目の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、不適合に該当しないが、劣化が進行し、保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 6 欄、9 欄、12 欄及び 15 欄の「イ」の「不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、当該指摘の内容を別紙に記載して添え、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は別紙に記入して添えてください。
- ⑫ 8 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 129 条の 2 第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条の 2 の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。

- ⑬ 8 欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ⑭ 8 欄の「ホ」並びに 11 欄の「イ」及び「ロ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 14 欄「イ」及び「ロ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、掲げられている装置がないときは「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、16 欄又は別紙に記載して添えてください。